

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二

「胆振・日高地域：東胆振地域アフターコロナ誘客コンテンツ造成及び既存コンテンツ  
流通環境改善事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「胆振・日高地域：東胆振地域アフターコロナ誘客コンテンツ造成及び既存コンテンツ流通環境改善  
事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせく  
ださい。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 4 年 6 月 20 日(月) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 参加表明〆切    | 令和 4 年 6 月 20 日(月) 17 時 |
| (2) 企画提案書提出〆切 | 令和 4 年 7 月 4 日(月) 17 時  |
| (3) 企画審査会     | 令和 4 年 7 月中旬予定          |
| (4) 契約書の締結    | 令和 4 年 7 月下旬予定          |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
地域支援本部地域観光部 担当：三浦、堀田  
電話：011-231-2900 fax：011-232-5064  
E-mail：a\_miura@visithkd.or.jp

「胆振・日高地域：東胆振地域アフターコロナ誘客コンテンツ造成及び  
既存コンテンツ流通環境改善事業」企画提案指示書

1. 委託業務名

「胆振・日高地域：東胆振地域アフターコロナ誘客コンテンツ造成及び既存コンテンツ流通環境改善事業」委託業務

2. 事業目的

本地域における観光客の宿泊・日帰り比率は、日帰り客が約 95%を占めていて「通過型の観光地」となっている。通過型の現状をいきなり宿泊まで完結する地域に転換していくことは難しいため、まずは、滞在時間を延ばしていくことを目的とする。

本地域内に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）等を中心に本地域を観光の候補地とする関心が高まっているが、民族共生象徴空間以外にも当地域では幅広い教育旅行型コンテンツを提供することができる地域資源があり、それらを活用して、個人旅行者や修学旅行関係者等がウポポイの後に滞在できる教育旅行型の新たなコンテンツ造成や既存コンテンツの磨き上げを行うことで、本地域での滞在時間の増加を図っていく。

また、本地域での滞在時間や地域回遊率を増加することで、地域に与える経済的波及効果にも期待できる。

3. 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 10 日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

2,500 千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

本事業は観光庁の令和 4 年度「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

《事業対象地域》

苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

《地域連絡先》

胆振総合振興局 商工労働観光課 島田係長 TEL 0143-24-9592

《メインターゲット：日本国内》

《メインターゲット属性：札幌圏の学校関係者、30代～50代の子供を持つ親世代（ファミリー層）》

《事業実施ステップ》

観光・旅行における有識者である「旅行会社」を招聘することにより次のステップにより事業を行う。

STEP① コンテンツ造成できる可能性がある素材の掘り起こし

- (1) 地域にある素材のうち、地域の実情や旅行会社の視点から「コンテンツ造成」できる可能性があるものを洗い出す。
- (2) 地域の方と旅行会社が一緒に検討することで、将来的に自走できる可能性をしっかりと検討していく。
- (3) 令和3年度にコンテンツ造成できなかった素材を販売可能にするにはどうするか検討していく。

STEP② 既存コンテンツのブラッシュアップ

- (1) すでに地域にあるコンテンツの内、観光や教育的旅行の需要に対するニーズに合わせて変化させることで、新たなコンテンツとして、提供していけるコンテンツを調査する。

STEP③ モニターツアー

- (1) 本地域の立地条件や現状日帰りニーズ高いことを鑑みると、札幌圏在住の方が本地域に観光等で訪れていると推察できることから、コンテンツ造成をした際にターゲットとなりうる方を対象にモニターツアーをする。
- (2) 参加者の募集については、旅行会社に依頼する（日帰りを想定）。
- (3) 終了後にアンケートや意見交換に参加してもらうことを必須とする。

STEP④ 旅行商品の販売（OTA掲載）

(1) 滞在コンテンツ造成事業

①検討会の実施

道内在住（札幌圏が中心）、教育に対するアンテナが高い家族をターゲットとした「教育的・自然体験型」のコンテンツを造成及び磨き上げのために地域関係者等による素材の掘り起こしのための検討会を実施する。

【開催回数・参加者】1回以上・受託者、関係市町、関係事業者等

【造成数】新規（既存のブラッシュアップによる昇華も含めて）最低2件

ア) 新規コンテンツとして検討している素材

- ・苫小牧海事事務所と連携した「海事教育等」・北海道胆振東部地震から学ぶ震災学習（個人版）
- ・海岸等を活用した自然体験・炭鉄港学習 等々

イ) 既存事業のブラッシュアップ

従来から地域には存在していたコンテンツを洗い出して、利用実績から課題を見つけ、利用価格の最適化、販売手法の最適化、コンテンツへの追加要素の検討等を図り、生きたコンテンツとして販売に寄与するようにブラッシュアップをしていく。

②モニターツアーの実施

道内在住（札幌圏が中心）、教育的に感度が高いユーザーを募集したモニターツアーを実施

【実施回数】1回以上、20名以上

【対象者想定】専門家（旅行会社、学校等の教員）、家族持ちの保護者 等

\*活用する地域資源（例）

- ・アイヌ文化（ウポポイ（民族共生象徴空間）等）
- ・苫小牧港（海事教育）
- ・炭鉄港（道の駅あびら D51 ステーション鉄道資料館）
- ・親属新種の恐竜（穂別博物館）
- ・胆振東部地震被災地等
- ・浜厚真海岸 等

(2) 旅行商品流通環境整備事業

ターゲットに適した OTA を選択して掲載し誘客促進を図る。

【掲載数】最低 2 件 【販売時期】1 月～

教育に関連のある事業を各市町等のヒアリングから抽出し、可能性（商材等として）があるものを旅行会社目線で検討したうえで掲載する。

令和 4 年度以降も継続的に掲載が見込まれるものを選定する。

(3) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：・東胆振地域の教育型旅行をテーマとしたモニターツアーを実施  
(1 回以上、20 名以上。アンケート回答サンプル 20 件以上。)

・新規コンテンツ造成数：最低 2 コンテンツ

アウトカム：・教育型旅行コンテンツ販売人数 22 名以上

・OTA 等におけるコンテンツ紹介・予約ページ閲覧回数 1,392 回以上  
(\*アウトカムはいずれも 2023 年 3 月時点)

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：・OTA 新規コンテンツ掲載数 最低 2 件

アウトカム：・教育型旅行コンテンツ販売人数 22 名以上

・OTA 等におけるコンテンツ紹介・予約ページ閲覧回数 1,392 回以上  
(\*アウトカムはいずれも 2023 年 3 月時点)

(4) 旅行者の混雑や密の低減への対応

①本事業で活用する施設については、業種別の感染予防ガイドラインを遵守していることを確認する。

②使用するバス（団体旅行の場合）または車両（個人旅行の場合）は定員の半分以下を最大乗客数とし、車内での感染を防ぐ。

③造成するコンテンツについては、参加者へのマスク着用を義務づけるとともに、使用する設備・器具の消毒を徹底する。また、十分なソーシャルディスタンスを確保可能な適正人数を見定め、上限定員として定める。

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

## 7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年6月20日（月）17時 参加表明 締切

令和4年7月4日（月）17時 企画提案書 提出期限

令和4年7月中旬 企画提案の審査（審査会）

令和4年7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日（金）（予定） 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

## 10. 企画提案書の提出

### (1) 参加表明 令和4年6月20日（月）17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail: a\_miura@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

### (2) 提出期限 令和4年7月4日（月）17時

### (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部（担当：三浦）

### (4) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

### (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

## 11. 企画提案書作成上の留意点

### (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

### (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

#### ① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

#### ② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

#### ③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

#### ④ 見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(2)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

但し人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・検討会開催	2回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー実施	20名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

※企画提案書は、当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

#### 1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

#### 1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

#### 1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：三浦、堀田

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：a\_miura@visithkd.or.jp